

## 結果の概要

### 【事業所調査】

#### 1 安全衛生活動に関する事項

就業形態別に、対象となる労働者がいる事業所のうち、安全衛生活動に労働者を参加させている事業所の割合をみると、「正社員」が74.0%、「正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)」が68.7%、「派遣労働者」が73.8%となっている。

安全衛生活動に労働者を参加させている事業所について、安全衛生活動の参加内容(複数回答)をみると、「正社員」と「正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)」では「4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動」、「派遣労働者」では「災害発生時の避難訓練」が最も多くなっている。(第1表)

第1表 安全衛生活動参加の有無及び参加内容別事業所割合

＜平成29年＞		(単位:%)						
就業形態	事業所計	対象となる労働者がいる <sup>1)</sup>		安全衛生活動に参加させている	安全衛生活動に参加させていない	対象となる労働者がいない	不明	
正社員	100.0	92.9	(100.0)	(74.0)	(26.0)	3.9	3.2	
正社員以外の労働者 (派遣労働者を除く)	100.0	82.7	(100.0)	(68.7)	(31.3)	13.8	3.5	
派遣労働者	100.0	18.3	(100.0)	(73.8)	(26.2)	80.4	1.3	

就業形態	安全衛生活動の参加内容(複数回答)							
	安全衛生活動に参加させている事業所計 <sup>2)</sup>	安全衛生委員会(安全委員会及び衛生委員会を含む)	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動	災害発生時の避難訓練	災害防止などを話し合うミーティング	作業の安全に関するマニュアル類の作成	火災等非常時の対応・マニュアルの周知徹底	
正社員	[74.0]	100.0	40.3	64.9	54.6	46.2	39.1	50.5
正社員以外の労働者 (派遣労働者を除く)	[68.7]	100.0	21.7	65.5	57.1	42.2	31.1	51.1
派遣労働者	[73.8]	100.0	16.5	65.9	67.1	33.4	23.2	54.3

就業形態	安全衛生活動の参加内容(複数回答)									
	危険予知(KY)活動	指差し呼称活動	ヒヤリ・ハット事例の報告	安全パトロールの実施	リスクアセスメントの実施	朝・昼・終礼での安全衛生講話	社内の運動会や歩き推奨運動など健康に関する活動	安全提案制度	その他(表彰制度など)	
正社員	35.5	24.5	51.2	33.1	32.2	42.3	18.6	17.0	16.7	
正社員以外の労働者 (派遣労働者を除く)	31.5	22.8	49.7	21.2	25.6	40.6	17.7	15.8	14.6	
派遣労働者	30.8	26.4	46.6	19.3	24.4	45.7	20.0	16.4	14.3	

注:1) 「対象となる労働者がいる」の事業所の割合は、「事業所計」から「対象となる労働者がいない」及び「不明」を除いた割合である。

2) [ ]は、「対象となる労働者がいる」事業所のうち、「安全衛生活動に参加させている事業所」の割合である。

## 2 リスクアセスメントに関する事項

リスクアセスメントを実施している事業所の割合は45.9%[平成28年調査46.5%]となっている。

リスクアセスメントの実施内容(複数回答)をみると、「作業に用いる機械の危険性に関する事項」が62.5%[同63.2%]と最も多く、次いで「交通事故に関する事項」が60.9%[同56.5%]となっている。(第2表)

第2表 リスクアセスメントの実施の有無及び実施内容別事業所割合

		(単位:%)					
区 分	事業所計	リスクアセスメントの実施内容(複数回答)					
		リスクアセスメントを実施している	作業に用いる機械の危険性に関する事項	作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項	腰痛のおそれのある作業に関する事項	熱中症予防に着目した暑い場所での作業に関する事項	
<b>平成29年</b> (事業所規模)	<b>100.0</b>	<b>45.9</b>	<b>(100.0)</b>	<b>( 62.5)</b>	<b>( 37.0)</b>	<b>( 44.5)</b>	<b>( 58.8)</b>
1,000人以上	100.0	77.5	(100.0)	( 70.3)	( 78.9)	( 55.7)	( 51.7)
500～999人	100.0	71.4	(100.0)	( 77.5)	( 73.7)	( 54.7)	( 52.9)
300～499人	100.0	72.3	(100.0)	( 67.8)	( 63.3)	( 55.9)	( 51.2)
100～299人	100.0	69.1	(100.0)	( 65.2)	( 49.0)	( 54.5)	( 58.6)
50～99人	100.0	56.9	(100.0)	( 64.6)	( 38.5)	( 55.5)	( 62.6)
30～49人	100.0	50.4	(100.0)	( 65.5)	( 41.6)	( 44.4)	( 61.2)
10～29人	100.0	41.5	(100.0)	( 60.9)	( 33.3)	( 41.1)	( 57.7)
平成28年	100.0	46.5	(100.0)	( 63.2)	( 31.3)	( 43.9)	( 52.5)

区 分	リスクアセスメントの実施内容(複数回答)				リスクアセスメントを実施していない	不 明
	高所からの墜落・転落に関する事項	交通事故に関する事項	左記以外の事項	不 明		
<b>平成29年</b> (事業所規模)	<b>( 38.0)</b>	<b>( 60.9)</b>	<b>( 19.4)</b>	<b>( 0.3)</b>	<b>50.4</b>	<b>3.7</b>
1,000人以上	( 56.6)	( 44.2)	( 25.3)	( 0.1)	21.5	1.0
500～999人	( 50.7)	( 46.4)	( 27.1)	( 0.1)	27.3	1.3
300～499人	( 49.3)	( 46.6)	( 32.2)	( -)	27.4	0.2
100～299人	( 39.1)	( 54.9)	( 27.9)	( 0.1)	28.0	2.9
50～99人	( 43.4)	( 59.7)	( 22.0)	( 0.4)	39.4	3.7
30～49人	( 40.2)	( 67.5)	( 24.6)	( 0.4)	48.4	1.2
10～29人	( 36.0)	( 60.6)	( 16.5)	( 0.2)	54.1	4.4
平成28年	( 34.3)	( 56.5)	( 15.8)	( 0.1)	51.2	2.3

リスクアセスメントを実施していない事業所について、実施していない理由(複数回答)をみると、「危険な機械や有害な化学物質等を使用していないため」が63.3%[同57.3%]と最も多く、次いで「十分な知識を持った人材がいないため」が27.4%[同26.2%]となっている(第3表)。

第3表 リスクアセスメントを実施していない理由別事業所割合

		(単位:%)							
区 分	リスクアセスメントを実施していない事業所計 <sup>1)</sup>	実施していない理由(複数回答)						不 明	
		十分な知識を持った人材がいないため	実施方法が判らないため	労働災害が発生していないため	法令を守っていれば十分なため	危険な機械や有害な化学物質等を使用していないため	その他		
<b>平成29年</b> (事業所規模)	<b>[ 50.4]</b>	<b>100.0</b>	<b>27.4</b>	<b>20.4</b>	<b>14.2</b>	<b>11.4</b>	<b>63.3</b>	<b>9.0</b>	<b>4.6</b>
1,000人以上	[ 21.5]	100.0	8.1	3.3	2.3	-	78.6	13.8	3.2
500～999人	[ 27.3]	100.0	14.7	11.7	0.2	2.6	75.1	5.1	3.6
300～499人	[ 27.4]	100.0	21.6	9.4	6.1	3.6	67.9	7.6	5.6
100～299人	[ 28.0]	100.0	23.4	16.1	2.8	1.1	66.4	9.9	5.2
50～99人	[ 39.4]	100.0	19.5	13.9	4.3	5.0	62.1	10.7	8.1
30～49人	[ 48.4]	100.0	28.1	19.0	11.7	8.7	62.2	7.8	4.3
10～29人	[ 54.1]	100.0	28.3	21.5	16.1	12.9	63.5	9.1	4.4
平成28年	[ 51.2]	100.0	26.2	21.6	17.0	11.5	57.3	12.6	4.4

注:1) [ ]は、全事業所のうち、「リスクアセスメントを実施していない事業所」の割合である。

### 3 メンタルヘルス対策に関する事項

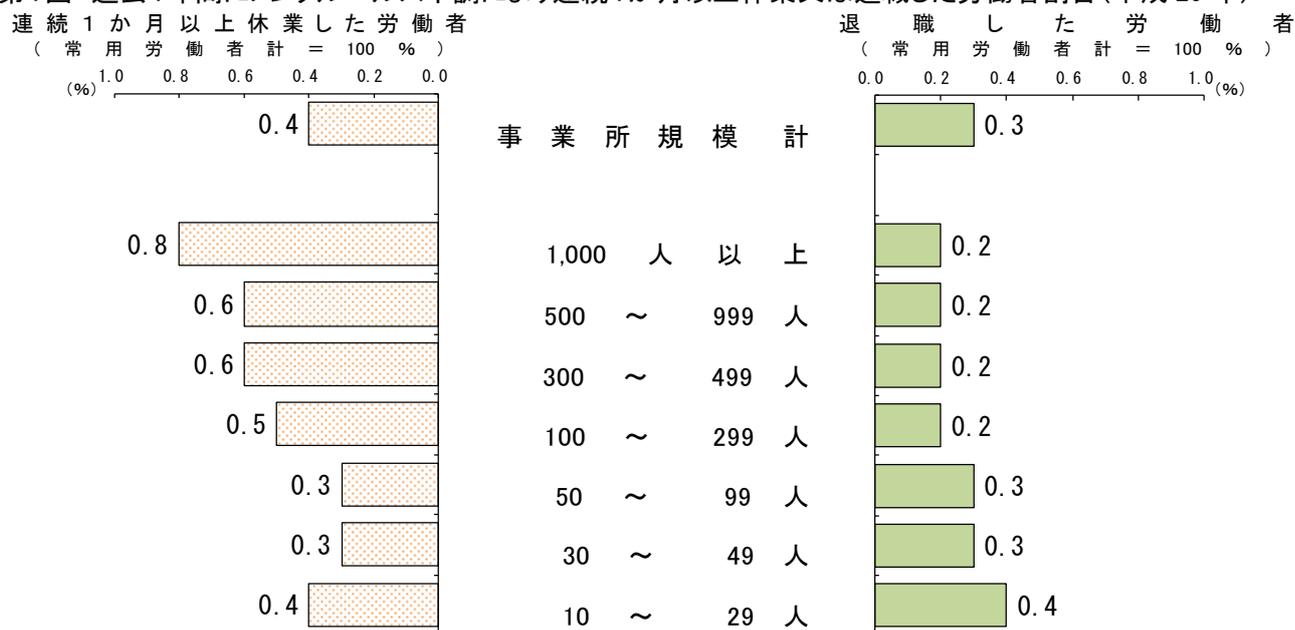
#### (1) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者の状況

過去1年間(平成28年11月1日から平成29年10月31日までの期間。以下同じ。)にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者(受け入れている派遣労働者を除く。以下、本項では同じ。)の割合は0.4%[平成28年調査0.4%]、退職した労働者の割合は0.3%[同0.2%]となっている。

事業所規模別にみると、連続1か月以上休業した労働者は「1,000人以上」が0.8%と最も高く、退職した労働者は「10～29人」が0.4%と最も高くなっている。

産業別にみると、連続1か月以上休業した労働者は「情報通信業」及び「金融業、保険業」が1.2%と最も高く、退職した労働者は「運輸業、郵便業」が0.5%と最も高くなっている。(第1図、第4表)

第1図 過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者割合(平成29年)



注:1) 受け入れている派遣労働者を除いた割合である。

第4表 過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者割合

(単位:%)

区 分	連続1か月以上休業した労働者	退職した労働者
<b>平成29年</b>	<b>0.4</b>	<b>0.3</b>
(産業)		
農業, 林業(林業に限る。)	0.2	0.1
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.2	0.1
建設業	0.4	0.3
製造業	0.5	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	0.9	0.1
情報通信業	1.2	0.3
運輸業, 郵便業	0.3	0.5
卸売業, 小売業	0.4	0.3
金融業, 保険業	1.2	0.3
不動産業, 物品賃貸業	0.4	0.3
学術研究, 専門・技術サービス業	0.5	0.1
宿泊業, 飲食サービス業	0.3	0.2
生活関連サービス業, 娯楽業	0.2	0.3
教育, 学習支援業	0.3	0.2
医療, 福祉	0.4	0.3
複合サービス事業	0.8	0.2
サービス業(他に分類されないもの)	0.3	0.4
平成28年	0.4	0.2

注:1) 受け入れている派遣労働者を除いた割合である。

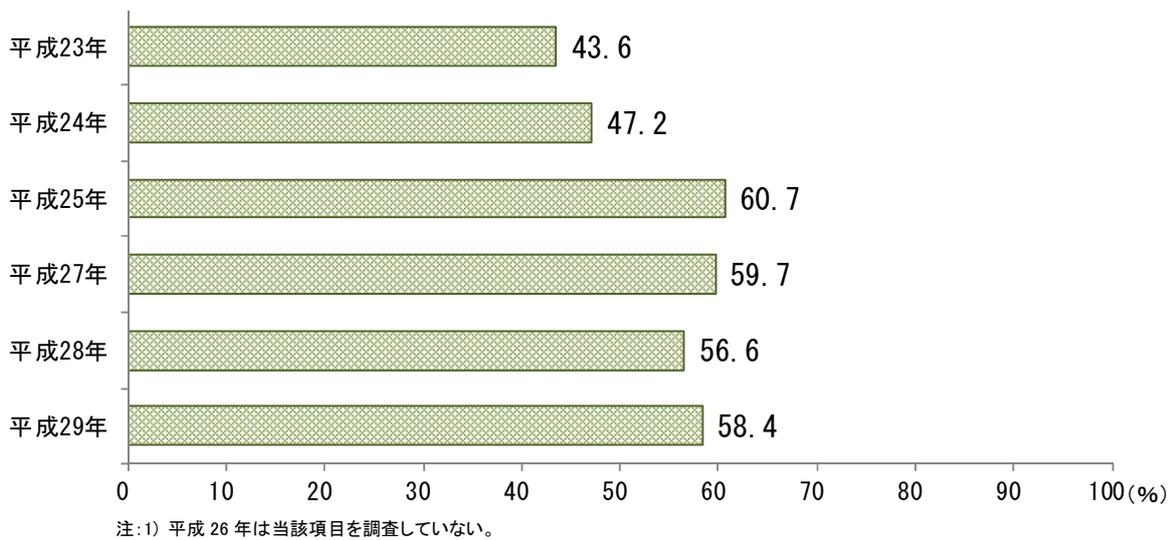
2) 同じ労働者が連続1か月以上休業した後に退職した場合は、「退職した労働者」のみに計上している。

## (2) メンタルヘルス対策への取組状況

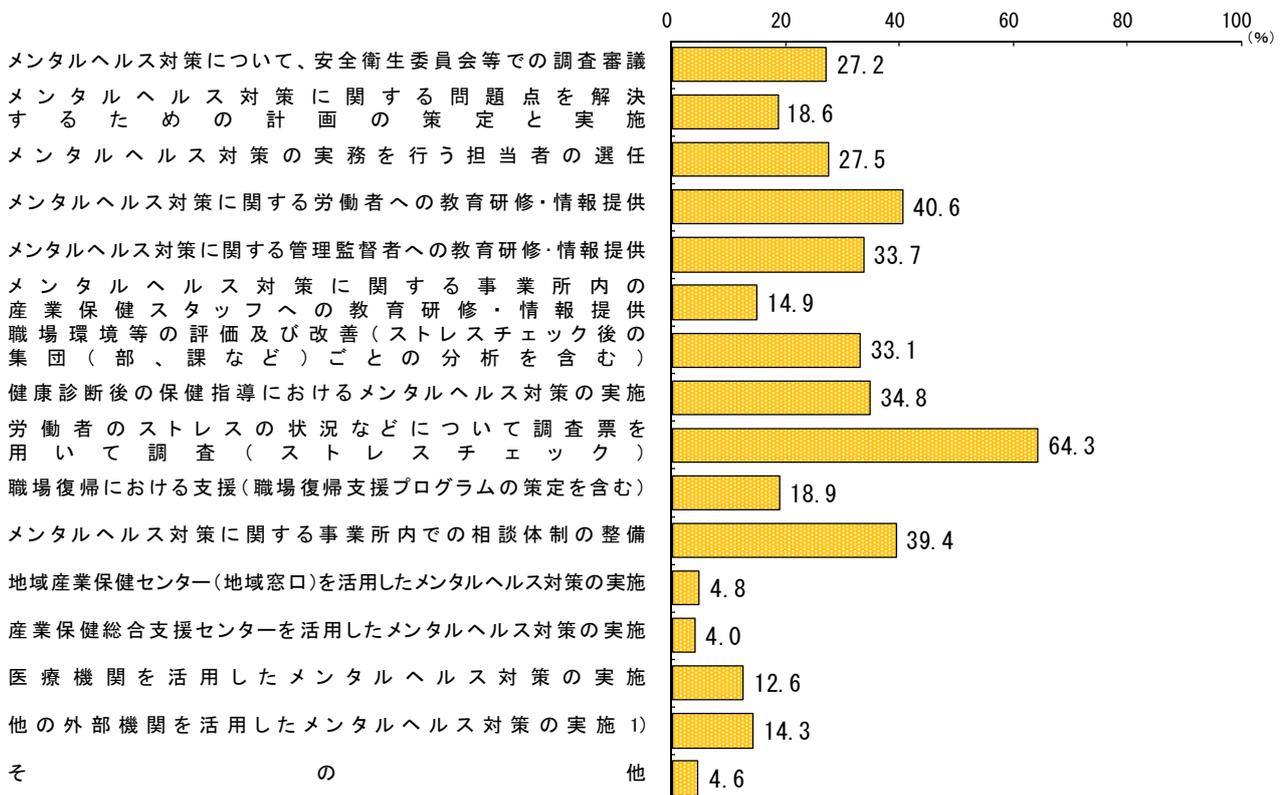
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は 58.4%[平成 28 年調査 56.6%]となっている。

メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)をみると、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)」が 64.3%[同 62.3%]と最も多く、次いで「メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供」が 40.6%[同 38.2%]、「メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備」が 39.4%[同 35.5%]となっている。(第2図、第3図、第5表)

第2図 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所割合の推移(事業所計=100%)



第3図 メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)(平成 29 年)  
(メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所=100%)



注:1) 「他の外部機関」とは、精神保健福祉センター、(一社)日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいう。

第5表 メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	メンタルヘルス対策に取り組んでいる	メンタルヘルス対策に取り組んでいない	不 明
<b>平成29年</b> (事業所規模)	<b>100.0</b>	<b>58.4</b>	<b>39.2</b>	<b>2.5</b>
1,000人以上	100.0	98.9	-	1.1
500～999人	100.0	99.8	0.1	0.1
300～499人	100.0	99.5	0.3	0.2
100～299人	100.0	95.5	3.4	1.1
50～99人	100.0	83.0	14.0	3.0
30～49人	100.0	67.0	31.6	1.4
10～29人	100.0	50.2	47.0	2.8
平成28年	100.0	56.6	41.5	2.0

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)								
	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所計 <sup>1)</sup>	メンタルヘルス対策について、安全衛生委員会等での調査審議	メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任	メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供	職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック後の集団(部、課など)ごとの分析を含む)	
<b>平成29年</b> (事業所規模)	[ 58.4 ]	100.0	27.2	18.6	27.5	40.6	33.7	14.9	33.1
1,000人以上	[ 98.9 ]	100.0	81.2	58.8	73.8	84.0	80.1	67.9	84.6
500～999人	[ 99.8 ]	100.0	69.2	47.7	67.4	69.6	68.8	49.6	73.2
300～499人	[ 99.5 ]	100.0	62.5	36.6	58.4	60.2	55.0	38.3	64.9
100～299人	[ 95.5 ]	100.0	58.2	32.7	48.9	52.8	46.7	32.0	61.3
50～99人	[ 83.0 ]	100.0	51.8	28.8	44.0	46.6	42.9	27.1	51.4
30～49人	[ 67.0 ]	100.0	26.7	18.6	26.6	46.9	38.7	13.3	33.0
10～29人	[ 50.2 ]	100.0	16.8	13.7	20.2	35.2	27.8	9.5	24.3
平成28年	[ 56.6 ]	100.0	26.9	16.3	25.8	38.2	29.2	11.6	26.6

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)								
	健康診断後の保健指導におけるメンタルヘルス対策の実施	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)	職場復帰における支援(職場復帰支援プログラムの策定を含む)	メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備	地域産業保健センター(地域窓口)を活用したメンタルヘルス対策の実施	産業保健総合支援センターを活用したメンタルヘルス対策の実施	医療機関を活用したメンタルヘルス対策の実施	他の外部機関を活用したメンタルヘルス対策の実施 <sup>2)</sup>	その他
<b>平成29年</b> (事業所規模)	<b>34.8</b>	<b>64.3</b>	<b>18.9</b>	<b>39.4</b>	<b>4.8</b>	<b>4.0</b>	<b>12.6</b>	<b>14.3</b>	<b>4.6</b>
1,000人以上	60.2	98.4	82.6	86.9	2.2	6.8	30.0	38.8	4.6
500～999人	49.7	99.0	62.5	77.7	3.0	8.4	26.6	29.4	4.4
300～499人	47.9	98.6	51.4	63.9	2.4	6.7	23.3	28.5	1.4
100～299人	36.5	93.9	33.2	55.3	1.8	6.4	20.3	22.1	3.6
50～99人	39.0	88.9	25.3	44.2	3.2	4.1	19.0	15.0	2.6
30～49人	34.7	61.4	21.7	42.1	6.7	4.5	13.1	14.5	4.6
10～29人	33.1	54.9	13.6	34.6	5.1	3.5	9.7	12.6	5.3
平成28年	31.2	62.3	17.9	35.5	4.0	2.8	12.3	15.1	7.5

注:1) [ ]は、全事業所のうち、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」の割合である。

2) 「他の外部機関」とは、精神保健福祉センター、(一社)日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいう。

### (3) ストレスチェックの実施状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所のうち、労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（以下「ストレスチェック」という。）した事業所の割合は 64.3%[平成 28 年調査 62.3%]となっている。

実施したストレスチェックの種類をみると、「労働安全衛生法(平成 27 年 12 月 1 日施行)に基づくストレスチェック」が 93.8%[同 79.3%]、「労働安全衛生法(平成 27 年 12 月 1 日施行)によらず実施した事業所独自のストレスチェック」が 6.2%[同 6.4%]となっている。(第6表)

第6表 労働者のストレスチェックの種類及びストレスチェックの実施時期別事業所割合

(単位:%)					
区 分	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所計 1)		ストレスチェックの実施時期(複数回答)		
			労働安全衛生法(平成27年12月1日施行)に基づくストレスチェック	労働安全衛生法(平成27年12月1日施行)によらず実施した事業所独自のストレスチェック	不 明
<b>平成29年</b> (事業所規模)	[ 64.3 ]	100.0	93.8	6.2	-
1,000人以上	[ 98.4 ]	100.0	96.6	3.4	-
500～999人	[ 99.0 ]	100.0	96.8	3.2	-
300～499人	[ 98.6 ]	100.0	99.3	0.7	-
100～299人	[ 93.9 ]	100.0	97.2	2.8	-
50～99人	[ 88.9 ]	100.0	97.9	2.1	-
30～49人	[ 61.4 ]	100.0	93.0	7.0	-
10～29人	[ 54.9 ]	100.0	91.6	8.4	-
(再掲)50人以上	[ 91.5 ]	100.0	97.7	2.3	-
平成28年	[ 62.3 ]	100.0	79.3	6.4	14.3

区 分	労働安全衛生法(平成27年12月1日施行)に基づくストレスチェックをした事業所計 2)		ストレスチェックの実施時期(複数回答)		
			定期健康診断の機会に実施した	定期健康診断以外の機会に実施した	不 明
<b>平成29年</b> (事業所規模)	( 93.8 )	100.0	26.1	73.6	1.5
1,000人以上	( 96.6 )	100.0	20.6	82.7	-
500～999人	( 96.8 )	100.0	24.1	78.9	-
300～499人	( 99.3 )	100.0	24.1	76.1	0.7
100～299人	( 97.2 )	100.0	22.9	79.3	0.2
50～99人	( 97.9 )	100.0	24.2	76.4	1.0
30～49人	( 93.0 )	100.0	25.0	74.9	1.7
10～29人	( 91.6 )	100.0	28.1	70.5	2.0
(再掲)50人以上	( 97.7 )	100.0	23.7	77.5	0.7
平成28年	( 79.3 )	100.0	19.3	80.7	0.7

区 分	労働安全衛生法(平成27年12月1日施行)によらず事業所独自のストレスチェックをした事業所計 3)		ストレスチェックの実施時期(複数回答)		
			定期健康診断の機会に実施した	定期健康診断以外の機会に実施した	不 明
<b>平成29年</b> (事業所規模)	< 6.2 >	100.0	19.6	80.4	3.7
1,000人以上	< 3.4 >	100.0	45.3	62.3	14.4
500～999人	< 3.2 >	100.0	9.0	91.0	-
300～499人	< 0.7 >	100.0	14.9	85.1	-
100～299人	< 2.8 >	100.0	17.9	82.1	-
50～99人	< 2.1 >	100.0	11.3	92.0	1.5
30～49人	< 7.0 >	100.0	23.1	75.8	9.4
10～29人	< 8.4 >	100.0	19.6	80.4	2.7
(再掲)50人以上	< 2.3 >	100.0	14.7	87.1	1.0
平成28年	< 6.4 >	100.0	16.5	85.3	1.0

注:1) [ ]は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」の割合である。

2) ( )は、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」のうち、「労働安全衛生法(平成 27 年 12 月 1 日施行)に基づくストレスチェックをした事業所」の割合である。

3) < >は、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」のうち、「労働安全衛生法(平成 27 年 12 月 1 日施行)によらず事業所独自のストレスチェックをした事業所」の割合である。

また、労働者にストレスチェックを実施した事業所のうち、事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した事業所の割合は47.0%[同33.6%]となっている。

面談等を実施した事業所について、面談等を実施した労働者の割合階級別にみると、「5%未満」が77.5%[同79.9%]と最も多くなっている。(第7表)

面談等の実施者又は実施機関(複数回答)をみると、「産業医」が67.0%[同61.9%]と最も多く、次いで「産業医以外の医師(外部の医師)」が13.2%[同12.7%]となっている(第8表)。

第7表 事業所が指定した医師等の専門家による面談等の実施の有無及び面談等を実施した労働者の割合階級別事業所割合

(単位:%)

区 分	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所計 1)					不 明
	[ 64.3 ]	100.0	47.0	50.7	2.3	
平成29年 (事業所規模)						
1,000人以上	[ 98.4 ]	100.0	93.9	4.7	1.4	
500～999人	[ 99.0 ]	100.0	83.2	15.6	1.1	
300～499人	[ 98.6 ]	100.0	75.9	22.6	1.5	
100～299人	[ 93.9 ]	100.0	63.2	35.0	1.8	
50～99人	[ 88.9 ]	100.0	52.5	46.4	1.0	
30～49人	[ 61.4 ]	100.0	42.7	53.9	3.4	
10～29人	[ 54.9 ]	100.0	40.8	56.6	2.6	
平成28年	[ 62.3 ]	100.0	33.6	55.7	10.7	

区 分	事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した事業所計 2)	面談等を実施した労働者の割合階級 3)								
		80%以上 100%まで	60%以上 80%未満	40%以上 60%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	5%以上 10%未満	5%未満	
平成29年 (事業所規模)	( 47.0 )	100.0	9.5	2.4	1.0	0.3	1.2	2.4	5.8	77.5
1,000人以上	( 93.9 )	100.0	4.8	0.2	0.2	0.3	0.5	3.7	5.8	84.5
500～999人	( 83.2 )	100.0	2.5	2.4	0.3	0.1	0.2	2.6	8.6	83.5
300～499人	( 75.9 )	100.0	3.1	0.9	-	0.6	0.1	2.3	4.0	89.0
100～299人	( 63.2 )	100.0	5.0	1.4	0.6	-	1.8	4.7	3.4	83.1
50～99人	( 52.5 )	100.0	7.1	1.6	0.2	0.1	0.9	1.0	5.4	83.8
30～49人	( 42.7 )	100.0	7.1	1.2	2.7	1.4	1.3	1.5	6.9	78.0
10～29人	( 40.8 )	100.0	13.5	3.6	1.0	0.1	1.2	2.6	6.5	71.5
平成28年	( 33.6 )	100.0	9.2	2.3	0.5	0.3	0.7	2.4	4.6	79.9

注:1) [ ]は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」の割合である。

2) ( )は、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」のうち、「事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した事業所」の割合である。

3) 「面談等を実施した労働者の割合階級」は、ストレスチェックを実施した労働者のうち、事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した労働者の割合による階級である。

第8表 事業所が指定した医師等の専門家による面談等の実施者又は実施機関別事業所割合

(単位:%)

区 分	面談等の実施者又は実施機関(複数回答)									
	事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した事業所計 1)	産業医	産業医以外の医師(外部の医師)	事業所内の保健師・看護師	衛生管理者・衛生推進者等	地域産業保健センター(地域窓口)	健康診断機関	その他の機関	不 明	
平成29年 (事業所規模)	[ 47.0 ]	100.0	67.0	13.2	6.6	2.7	3.4	11.9	7.3	2.7
1,000人以上	[ 93.9 ]	100.0	90.8	15.1	25.8	1.1	-	-	1.7	-
500～999人	[ 83.2 ]	100.0	86.1	17.3	16.7	1.5	0.7	1.7	2.9	-
300～499人	[ 75.9 ]	100.0	84.8	13.9	13.5	0.7	-	0.9	4.3	1.2
100～299人	[ 63.2 ]	100.0	89.6	8.5	5.9	2.3	0.7	2.5	3.3	-
50～99人	[ 52.5 ]	100.0	84.1	12.1	4.3	2.9	0.5	2.8	4.2	1.2
30～49人	[ 42.7 ]	100.0	51.8	16.8	8.1	6.7	6.2	20.7	6.9	2.6
10～29人	[ 40.8 ]	100.0	54.2	13.9	6.2	1.7	5.1	17.6	10.8	4.5
平成28年	[ 33.6 ]	100.0	61.9	12.7	4.8	2.2	2.9	15.7	5.7	4.5

注:1) [ ]は、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」のうち、「事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した事業所」の割合である。

さらに、労働者にストレスチェックを実施した事業所のうち、ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した事業所の割合は58.3%[同43.8%]であり、このうちストレスチェック結果を活用した事業所の割合は72.6%[同69.2%]となっている。

ストレスチェック結果を活用した事業所のうち、ストレスチェック結果の活用内容(複数回答)をみると、「衛生委員会等での審議」が47.9%[同46.2%]と最も多くなっている。

ストレスチェックの実施義務のある事業所規模50人以上の事業所のうち、ストレスチェックの結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した事業所の割合は69.0%であり、このうちその結果を活用した事業所の割合は74.9%となっている。(第9表)

第9表 ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析の実施の有無、活用の有無及び活用内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所計 1)		ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した	ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施していない	ストレスチェック結果の活用内容(複数回答)					結果を特に活用していない	不 明	
	[ 64.3 ]	100.0	58.3	39.6	結果を活用した	業務配分の見直し	人員体制・組織の見直し	管理監督者向け研修の実施	衛生委員会等での審議			その他
平成29年 (事業所規模)	[ 64.3 ]	100.0	58.3	39.6							27.1	0.4
1,000人以上	[ 98.4 ]	100.0	86.8	11.7							11.5	-
500～999人	[ 99.0 ]	100.0	84.7	15.2							19.8	-
300～499人	[ 98.6 ]	100.0	76.4	23.3							17.4	-
100～299人	[ 93.9 ]	100.0	70.0	29.0							23.4	-
50～99人	[ 88.9 ]	100.0	66.3	33.2							27.8	-
30～49人	[ 61.4 ]	100.0	58.9	38.6							21.7	-
10～29人	[ 54.9 ]	100.0	51.5	45.7							30.6	0.8
(再掲)50人以上	[ 91.5 ]	100.0	69.0	30.4							25.1	-
平成28年	[ 62.3 ]	100.0	43.8	47.0							28.1	2.7

注:1) [ ]は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」の割合である。

2) ( )は、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」のうち、「ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した事業所」の割合である。

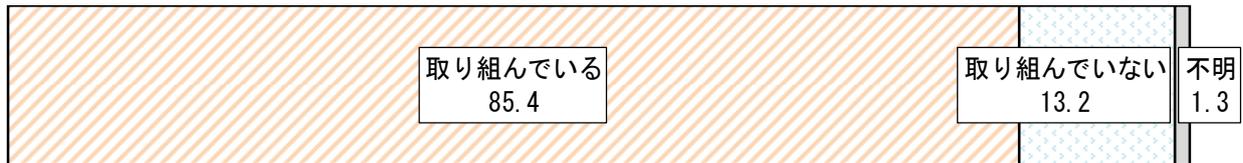
#### 4 受動喫煙防止対策に関する事項

受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は 85.4% [平成 28 年調査 85.8%] となっている。

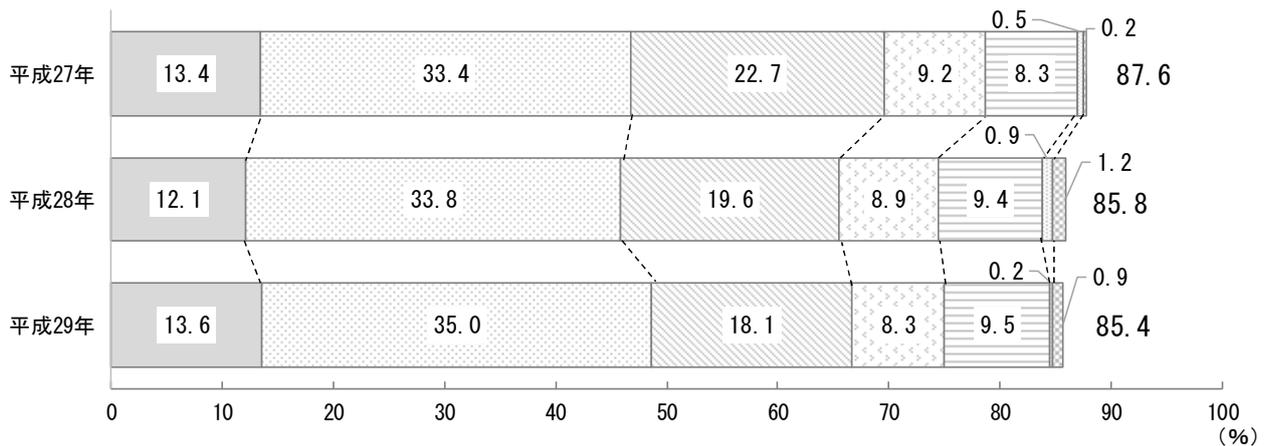
産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が 98.5% と最も高く、次いで「複合サービス事業」が 98.4%、「金融業、保険業」が 96.5% となっている。

禁煙・分煙の状況をみると、「事業所の建物内全体（執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む）を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている」が 35.0% [同 33.8%] と最も多く、次いで「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所（喫煙室）を設け、それ以外の場所は禁煙にしている」が 18.1% [同 19.6%]、「屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている」が 13.6% [同 12.1%] となっている。（第 4 図、第 5 図、第 10 表）

第 4 図 受動喫煙防止対策の取組の有無（平成 29 年）（事業所計＝100%）



第 5 図 受動喫煙防止対策に取り組んでいる禁煙・分煙状況別事業所割合の推移（事業所計＝100%）



- 屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている
- 事業所の建物内全体（執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む）を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている
- 事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所（喫煙室）を設け、それ以外の場所は禁煙にしている
- 事業所の内部に空間的に隔離されていない喫煙場所（喫煙コーナー）を設け、それ以外の場所は禁煙にしている
- 上記以外の方法で、事業所内の喫煙可能場所と禁煙場所を区分している
- 事業所内で自由に喫煙できる
- 禁煙・分煙状況不明

第10表 受動喫煙防止対策の取組の有無及び禁煙・分煙状況別事業所割合

(単位:%)

区分	事業所計	受動喫煙防止対策に取り組んでいる	禁煙・分煙状況			
			屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている	事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている	事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の場所は禁煙にしている	事業所の内部に空間的に隔離されていない喫煙場所(喫煙コーナー)を設け、それ以外の場所は禁煙にしている
<b>平成29年</b>	<b>100.0</b>	<b>85.4</b>	<b>13.6</b>	<b>35.0</b>	<b>18.1</b>	<b>8.3</b>
(事業所規模)						
1,000人以上	100.0	97.8	22.0	21.9	46.5	3.4
500～999人	100.0	95.7	19.0	19.8	48.8	3.4
300～499人	100.0	96.6	14.8	24.5	46.9	3.4
100～299人	100.0	96.4	9.4	33.7	36.1	7.0
50～99人	100.0	93.1	11.3	40.1	25.5	6.6
30～49人	100.0	88.7	12.5	33.8	23.9	9.7
10～29人	100.0	82.9	14.3	34.9	14.2	8.4
(産業)						
農業、林業(林業に限る。)	100.0	74.5	2.5	43.0	10.3	7.9
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	75.0	3.6	25.5	21.6	9.3
建設業	100.0	80.1	4.2	31.3	21.1	9.5
製造業	100.0	83.5	4.5	31.5	21.2	12.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.5	2.2	34.3	50.5	5.9
情報通信業	100.0	93.8	11.4	44.7	30.5	3.5
運輸業、郵便業	100.0	83.0	4.0	38.3	26.2	6.9
卸売業、小売業	100.0	85.4	10.6	40.9	16.2	6.7
金融業、保険業	100.0	96.5	5.4	46.0	30.0	9.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	89.8	12.4	41.2	25.2	5.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	89.9	11.7	39.3	20.8	9.5
宿泊業、飲食サービス業	100.0	78.4	7.3	22.1	18.1	12.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	84.6	9.5	33.4	19.6	9.4
教育、学習支援業	100.0	91.6	58.5	18.0	7.9	2.3
医療、福祉	100.0	89.0	39.5	36.1	5.3	3.6
複合サービス事業	100.0	98.4	4.9	53.8	24.1	10.6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	87.3	9.1	36.2	23.0	9.6
平成28年	100.0	85.8	12.1	33.8	19.6	8.9

区分	禁煙・分煙状況			受動喫煙防止対策に取り組んでいない	不明
	上記以外の方法で、事業所内の喫煙可能場所と禁煙場所を区分している	事業所内で自由に喫煙できる	禁煙・分煙状況不明		
<b>平成29年</b>	<b>9.5</b>	<b>0.2</b>	<b>0.9</b>	<b>13.2</b>	<b>1.3</b>
(事業所規模)					
1,000人以上	3.9	-	-	1.2	1.0
500～999人	4.7	-	-	3.8	0.4
300～499人	6.8	-	0.3	3.1	0.2
100～299人	9.1	-	1.1	2.7	0.9
50～99人	8.8	0.2	0.7	4.6	2.2
30～49人	8.3	0.0	0.5	10.4	0.9
10～29人	9.9	0.2	1.0	15.8	1.3
(産業)					
農業、林業(林業に限る。)	8.6	0.6	1.7	24.4	1.1
鉱業、採石業、砂利採取業	13.2	1.8	-	23.2	1.8
建設業	12.5	0.4	1.1	17.8	2.1
製造業	12.2	0.5	0.7	14.7	1.8
電気・ガス・熱供給・水道業	5.5	-	-	1.5	-
情報通信業	3.0	0.3	0.4	5.5	0.7
運輸業、郵便業	7.1	0.1	0.3	14.4	2.6
卸売業、小売業	10.5	-	0.6	13.1	1.5
金融業、保険業	5.8	-	-	2.9	0.6
不動産業、物品賃貸業	5.3	-	-	8.8	1.4
学術研究、専門・技術サービス業	7.6	-	1.0	9.5	0.6
宿泊業、飲食サービス業	14.7	0.7	2.9	20.3	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	12.1	-	0.6	14.8	0.6
教育、学習支援業	3.1	-	1.8	7.7	0.7
医療、福祉	4.5	-	-	10.6	0.4
複合サービス事業	4.7	-	0.3	1.5	0.1
サービス業(他に分類されないもの)	8.0	0.1	1.2	11.3	1.3
平成28年	9.4	0.9	1.2	13.1	1.0

職場の受動喫煙を防止するための取組を進めるにあたり、問題があるとする事業所の割合は42.6%[同41.8%]となっている。

問題の内容(主なもの2つ以内)をみると、「顧客に喫煙をやめさせるのが困難である」が34.3%[同33.6%]と最も多く、次いで「喫煙室からのたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である」が28.5%[同29.7%]となっている。

(第11表)

第11表 職場の受動喫煙防止の取組における問題の有無及び問題の内容別事業所割合

(単位:%)

区分	事業所計	職場の受動喫煙防止の取組において問題がある	職場の受動喫煙防止の取組において特に問題がない	不明
<b>平成29年</b>	<b>100.0</b>	<b>42.6</b>	<b>55.0</b>	<b>2.5</b>
(事業所規模)				
1,000人以上	100.0	61.9	36.3	1.7
500～999人	100.0	53.0	46.1	0.9
300～499人	100.0	53.8	43.6	2.6
100～299人	100.0	53.2	44.6	2.1
50～99人	100.0	43.5	53.3	3.2
30～49人	100.0	44.9	53.0	2.1
10～29人	100.0	41.1	56.5	2.5
(産業)				
農業、林業(林業に限る。)	100.0	44.9	50.1	5.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	47.2	49.3	3.6
建設業	100.0	50.0	46.3	3.7
製造業	100.0	47.5	49.7	2.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	42.5	57.0	0.5
情報通信業	100.0	30.6	67.9	1.5
運輸業、郵便業	100.0	47.4	48.2	4.4
卸売業、小売業	100.0	43.1	53.7	3.3
金融業、保険業	100.0	32.6	66.3	1.2
不動産業、物品賃貸業	100.0	37.7	60.9	1.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	35.3	63.4	1.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	57.7	39.9	2.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	50.1	48.1	1.8
教育、学習支援業	100.0	18.2	81.1	0.7
医療、福祉	100.0	28.7	70.1	1.2
複合サービス事業	100.0	51.6	47.6	0.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	38.0	60.5	1.5
平成28年	100.0	41.8	54.4	3.8

区分	職場の受動喫煙防止の取組において問題がある事業所計 <sup>1)</sup>	問題の内容(主なもの2つ以内)									
		受動喫煙防止に対する喫煙者の理解が得られない	喫煙室からのたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である	顧客に喫煙をやめさせるのが困難である	喫煙室や喫煙コーナーを設けるスペースがない	喫煙室や喫煙コーナーを設けるための資金がない	施設上の制約により、喫煙室に必要な設備を設置できない	受動喫煙防止対策への取り組み方がわからない	取り組む必要性を感じない	その他	
<b>平成29年</b>	<b>[ 42.6 ]</b>	<b>100.0</b>	<b>24.0</b>	<b>28.5</b>	<b>34.3</b>	<b>25.7</b>	<b>14.7</b>	<b>9.6</b>	<b>2.5</b>	<b>5.7</b>	<b>5.4</b>
(事業所規模)											
1,000人以上	[ 61.9 ]	100.0	38.1	42.1	28.3	11.3	3.2	5.5	0.5	1.3	11.4
500～999人	[ 53.0 ]	100.0	32.1	50.7	19.4	12.3	6.1	5.2	2.3	-	14.1
300～499人	[ 53.8 ]	100.0	32.8	51.8	27.3	10.3	7.6	7.4	0.5	0.1	7.5
100～299人	[ 53.2 ]	100.0	27.8	38.9	27.6	19.9	10.3	7.7	2.3	4.2	7.5
50～99人	[ 43.5 ]	100.0	23.0	33.3	25.2	20.5	19.7	13.8	4.0	0.9	3.9
30～49人	[ 44.9 ]	100.0	20.8	31.3	37.9	21.6	12.6	10.8	1.0	4.6	6.7
10～29人	[ 41.1 ]	100.0	24.2	25.8	35.5	28.2	15.1	9.0	2.7	6.9	5.0
(産業)											
農業、林業(林業に限る。)	[ 44.9 ]	100.0	20.3	21.1	25.8	31.5	19.4	10.9	-	15.6	3.2
鉱業、採石業、砂利採取業	[ 47.2 ]	100.0	28.2	27.2	41.1	12.8	5.1	1.9	1.9	10.2	10.9
建設業	[ 50.0 ]	100.0	30.5	34.5	27.3	19.1	14.3	5.5	-	5.8	10.4
製造業	[ 47.5 ]	100.0	26.0	31.8	26.0	20.2	12.7	8.9	3.2	7.7	6.2
電気・ガス・熱供給・水道業	[ 42.5 ]	100.0	13.9	58.8	17.1	7.0	3.5	13.4	-	5.1	3.8
情報通信業	[ 30.6 ]	100.0	39.5	33.2	20.2	19.8	7.6	7.9	2.9	5.6	4.6
運輸業、郵便業	[ 47.4 ]	100.0	24.7	34.2	20.9	24.3	14.7	13.1	3.4	6.0	10.5
卸売業、小売業	[ 43.1 ]	100.0	22.3	25.5	39.1	29.6	11.5	9.7	4.3	6.1	4.5
金融業、保険業	[ 32.6 ]	100.0	24.4	38.0	18.1	34.2	15.5	3.6	2.4	1.8	5.1
不動産業、物品賃貸業	[ 37.7 ]	100.0	15.8	32.9	38.5	24.6	13.8	7.4	-	4.9	5.1
学術研究、専門・技術サービス業	[ 35.3 ]	100.0	21.7	29.7	29.5	29.4	14.0	11.3	-	1.6	4.4
宿泊業、飲食サービス業	[ 57.7 ]	100.0	20.9	22.0	46.6	30.6	23.3	11.2	-	4.1	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	[ 50.1 ]	100.0	16.6	27.4	58.6	15.3	16.6	5.9	0.3	4.6	8.1
教育、学習支援業	[ 18.2 ]	100.0	24.7	16.0	29.0	21.1	13.9	12.7	-	10.8	5.5
医療、福祉	[ 28.7 ]	100.0	28.0	25.9	31.2	27.9	13.9	11.3	3.5	8.2	5.2
複合サービス事業	[ 51.6 ]	100.0	28.1	26.9	29.2	36.2	11.3	15.9	5.2	1.6	0.8
サービス業(他に分類されないもの)	[ 38.0 ]	100.0	22.7	35.7	25.3	21.8	12.9	10.2	4.2	3.6	4.8
平成28年	[ 41.8 ]	100.0	22.6	29.7	33.6	24.3	12.5	10.7	2.9	5.4	6.1

注:1) [ ]は、全事業所のうち、「職場の受動喫煙防止の取組において問題がある事業所」の割合である。

## 5 長時間労働者に対する取組に関する事項

平成29年7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者(受け入れている派遣労働者を除く。以下、本項では同じ。)がいる事業所の割合は「45時間超80時間以下」が26.7%[平成28年調査25.9%]、「80時間超100時間以下」が5.9%[同5.5%]、「100時間超」が2.1%[同2.6%]となっている。

また、医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所のうち、医師による面接指導を実施した事業所の割合をみると、「45時間超80時間以下」が43.2%[同45.9%]、「80時間超100時間以下」が69.1%[同60.0%]、「100時間超」が68.4%[同68.3%]となっている。(第12表)

第12表 1か月間に45時間超の時間外・休日労働をした労働者に対する  
医師による面接指導の実施の有無別事業所割合

(単位:%)							
区 分	45時間超80時間以下の 時間外・休日労働 をした労働者が いる事業所計 1)		医師による面接指導の 申し出があった労働者 がいる事業所 2)3)		実施した	一部実施 した	実施しな かった
	[ ]	100.0	[ ]	(100.0)			
<b>平成29年</b> (事業所規模)	[ 26.7]	100.0	6.7	(100.0)	( 43.2)	( 14.3)	( 35.8)
1,000人以上	[ 91.5]	100.0	28.3	(100.0)	( 75.6)	( 20.9)	( 3.5)
500～999人	[ 84.4]	100.0	19.1	(100.0)	( 68.5)	( 17.4)	( 13.8)
300～499人	[ 69.1]	100.0	16.9	(100.0)	( 61.4)	( 27.0)	( 7.7)
100～299人	[ 55.1]	100.0	8.2	(100.0)	( 67.0)	( 20.2)	( 9.9)
50～99人	[ 38.4]	100.0	8.7	(100.0)	( 46.9)	( 38.5)	( 13.4)
30～49人	[ 32.6]	100.0	6.9	(100.0)	( 40.8)	( 9.0)	( 50.0)
10～29人	[ 21.3]	100.0	5.1	(100.0)	( 30.3)	( 3.3)	( 52.5)
平成28年	[ 25.9]	100.0	4.9	(100.0)	( 45.9)	( 14.8)	( 30.3)
区 分	80時間超100時間以下の 時間外・休日労働 をした労働者が いる事業所計 1)		医師による面接指導の 申し出があった労働者 がいる事業所 2)3)		実施した	一部実施 した	実施しな かった
	[ ]	100.0	[ ]	(100.0)			
<b>平成29年</b> (事業所規模)	[ 5.9]	100.0	15.6	(100.0)	( 69.1)	( 7.7)	( 23.1)
1,000人以上	[ 49.4]	100.0	66.9	(100.0)	( 83.3)	( 11.2)	( 3.6)
500～999人	[ 30.8]	100.0	47.3	(100.0)	( 87.1)	( 9.3)	( 3.2)
300～499人	[ 18.7]	100.0	34.0	(100.0)	( 89.8)	( 2.4)	( 7.8)
100～299人	[ 15.4]	100.0	22.7	(100.0)	( 72.6)	( 6.9)	( 20.5)
50～99人	[ 10.0]	100.0	4.7	(100.0)	( 66.3)	( 33.7)	( -)
30～49人	[ 7.1]	100.0	8.6	(100.0)	( 61.7)	( 38.3)	( -)
10～29人	[ 4.2]	100.0	16.2	(100.0)	( 63.9)	( -)	( 36.1)
平成28年	[ 5.5]	100.0	13.3	(100.0)	( 60.0)	( 22.1)	( 17.4)
区 分	100時間超の 時間外・休日労働 をした労働者が いる事業所計 1)		医師による面接指導の 申し出があった労働者 がいる事業所 2)3)		実施した	一部実施 した	実施しな かった
	[ ]	100.0	[ ]	(100.0)			
<b>平成29年</b> (事業所規模)	[ 2.1]	100.0	25.3	(100.0)	( 68.4)	( 7.9)	( 23.7)
1,000人以上	[ 24.4]	100.0	71.4	(100.0)	( 76.3)	( 17.5)	( 6.2)
500～999人	[ 15.3]	100.0	64.2	(100.0)	( 75.4)	( 11.0)	( 13.6)
300～499人	[ 5.7]	100.0	47.3	(100.0)	( 85.1)	( 3.8)	( 11.0)
100～299人	[ 6.0]	100.0	42.2	(100.0)	( 57.5)	( 24.1)	( 18.4)
50～99人	[ 2.7]	100.0	26.6	(100.0)	( 84.5)	( -)	( 15.5)
30～49人	[ 2.8]	100.0	29.9	(100.0)	( 87.1)	( -)	( 12.9)
10～29人	[ 1.4]	100.0	13.5	(100.0)	( 48.2)	( 1.8)	( 50.0)
平成28年	[ 2.6]	100.0	27.0	(100.0)	( 68.3)	( 16.6)	( 15.0)

注: 1) [ ]は、全事業所のうち、当該時間外・休日労働をした労働者がいる事業所の割合である。

2) 「医師による面接指導の申し出があった労働者がいる事業所」には、医師による面接指導の実施の有無不明が含まれる。

3) 「医師による面接指導の申し出があった労働者がいる事業所」には、時間外・休日労働が一定の時間を超過した労働者に対して、本人の申し出の有無にかかわらず医師の面接指導を実施することとしている等により、面接指導の対象とした労働者がいる事業所も含まれる。

また、平成29年7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者の割合は6.9%[同6.6%]となっている。

時間外・休日労働時間階級をみると、「45時間超80時間以下」が6.0%[同5.8%]、「80時間超100時間以下」が0.7%[同0.6%]、「100時間超」が0.2%[同0.3%]となっている。(第13表)

第13表 1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計	45時間超計	時間外・休日労働時間階級		
			45時間超 80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超
<b>平成29年</b> (事業所規模)	<b>100.0</b>	<b>6.9</b>	<b>6.0</b>	<b>0.7</b>	<b>0.2</b>
1,000人以上	100.0	5.6	5.2	0.3	0.1
500～999人	100.0	6.9	6.5	0.3	0.1
300～499人	100.0	6.8	6.2	0.5	0.1
100～299人	100.0	6.6	5.6	0.8	0.2
50～99人	100.0	7.8	6.5	1.0	0.3
30～49人	100.0	7.6	6.5	0.7	0.4
10～29人	100.0	6.7	5.7	0.8	0.2
平成28年	100.0	6.6	5.8	0.6	0.3

注:1) 受け入れている派遣労働者を除いた割合である。

## 6 産業保健に関する事項

傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた何らかの配慮を必要とする労働者に対して、治療と仕事を両立できるような取組を行っている事業所の割合は46.7%となっている。

治療と仕事を両立できる取組内容(複数回答)をみると、「通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討(柔軟な労働時間の設定、仕事内容の調整等)」が88.0%と最も多く、次いで「両立支援に関する制度の整備(年次有給休暇以外の休暇制度、勤務制度等)」が31.6%となっている。(第14表)

第14表 傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような取組の有無及び取組の実施内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	治療と仕事を両立できる取組内容(複数回答)									治療と仕事を両立できる取組がない	不 明
		治療と仕事を両立できる取組がある	通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討(柔軟な労働時間の設定、仕事内容の調整等)	相談窓口等の明確化	両立支援に関する制度の整備(年次有給休暇以外の休暇制度、勤務制度等)	両立支援に関する体制の整備(産業医等産業保健スタッフの配置、対応手順の整理等)	労働者、管理監督者等に対する意識啓発(研修等)	左記以外の何らかの対策を実施している	不 明			
<b>平成29年</b> (事業所規模)	<b>100.0</b>	<b>46.7</b>	<b>(100.0)</b>	<b>( 88.0)</b>	<b>( 22.6)</b>	<b>( 31.6)</b>	<b>( 10.5)</b>	<b>( 10.0)</b>	<b>( 6.8)</b>	<b>( 0.0)</b>	<b>50.2</b>	<b>3.0</b>
1,000人以上	100.0	88.0	(100.0)	( 87.3)	( 51.4)	( 54.0)	( 56.5)	( 21.2)	( 4.0)	( -)	10.9	1.1
500～999人	100.0	77.8	(100.0)	( 82.2)	( 39.5)	( 50.7)	( 38.9)	( 17.2)	( 6.9)	( -)	21.9	0.3
300～499人	100.0	79.7	(100.0)	( 88.7)	( 34.9)	( 40.0)	( 30.4)	( 15.1)	( 3.3)	( -)	19.3	0.9
100～299人	100.0	69.1	(100.0)	( 88.9)	( 25.1)	( 34.0)	( 16.7)	( 15.2)	( 6.7)	( -)	29.4	1.5
50～99人	100.0	58.3	(100.0)	( 89.4)	( 26.8)	( 29.8)	( 14.2)	( 13.5)	( 2.1)	( -)	37.0	4.7
30～49人	100.0	51.2	(100.0)	( 89.8)	( 27.6)	( 30.8)	( 10.8)	( 9.3)	( 6.6)	( -)	47.3	1.4
10～29人	100.0	42.3	(100.0)	( 87.2)	( 19.8)	( 31.3)	( 8.2)	( 8.7)	( 7.8)	( 0.0)	54.5	3.3

また、治療と仕事を両立できるような取組を行っている事業所のうち、取組に関し困難なことや課題と感じていることがある事業所の割合は76.2%となっている。

困難や課題と感じている内容(複数回答)をみると、「代替要員の確保」が75.5%と最も多く、次いで「上司や同僚の負担」が48.6%となっている。(第15表)

第15表 傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような取組の実施に関し困難や課題と感じている内容別事業所割合

(単位:%)					
区 分	治療と仕事を両立できる取組がある事業所計 1)		困難なことや課題と感じていることがある	困難なことや課題と感じていることは特になし	不 明
	[ 46.7 ]	100.0			
<b>平成29年</b> (事業所規模)	[ 46.7 ]	100.0	76.2	23.6	0.2
1,000人以上	[ 88.0 ]	100.0	89.0	11.0	-
500～999人	[ 77.8 ]	100.0	86.1	13.9	-
300～499人	[ 79.7 ]	100.0	80.8	19.2	-
100～299人	[ 69.1 ]	100.0	80.5	19.5	-
50～99人	[ 58.3 ]	100.0	76.1	23.8	0.0
30～49人	[ 51.2 ]	100.0	80.0	20.0	-
10～29人	[ 42.3 ]	100.0	74.6	25.2	0.2

区 分	困難や課題と感じている内容(複数回答)							
	困難なことや課題と感じていることがある事業所計 2)	代替要員の確保	上司や同僚の負担	主治医との連携	就業制限の必要性や期間の判断	復職可否の判断	復職後の適正配置の判断	
<b>平成29年</b> (事業所規模)	( 76.2 )	100.0	75.5	48.6	9.4	25.1	23.9	22.9
1,000人以上	( 89.0 )	100.0	59.2	64.3	20.5	32.1	26.2	37.9
500～999人	( 86.1 )	100.0	57.4	48.4	15.5	28.1	28.2	37.5
300～499人	( 80.8 )	100.0	69.2	54.1	14.3	30.9	25.7	31.2
100～299人	( 80.5 )	100.0	70.8	50.1	12.1	28.3	27.1	33.6
50～99人	( 76.1 )	100.0	76.5	50.3	9.4	31.2	30.9	26.1
30～49人	( 80.0 )	100.0	74.0	51.8	12.9	26.0	24.2	25.1
10～29人	( 74.6 )	100.0	76.6	47.1	7.9	23.2	22.0	20.0

区 分	困難や課題と感じている内容(複数回答)								
	柔軟な勤務形態の整備	病状の悪化や再発防止の対策	休職を繰り返す労働者への対応	個人情報の取扱い	病気や治療に関する情報の入手	治療と仕事の両立の重要性に対する意識啓発	社内の相談体制の確保	社外で相談・連携できる組織の活用	その他
<b>平成29年</b> (事業所規模)	22.8	21.2	23.4	12.8	11.2	8.1	7.6	4.8	1.0
1,000人以上	37.5	37.1	56.1	17.0	12.9	19.4	5.7	9.4	1.2
500～999人	28.8	32.6	41.3	10.4	11.4	10.0	5.9	6.8	2.6
300～499人	28.7	26.3	39.5	14.6	10.5	11.6	8.1	5.6	2.0
100～299人	26.4	27.6	31.6	16.6	11.6	10.9	9.4	7.0	1.8
50～99人	27.1	22.5	24.4	14.2	11.9	6.4	6.8	4.8	0.4
30～49人	24.9	21.6	23.2	16.0	13.1	8.7	8.0	4.8	1.1
10～29人	20.7	19.9	21.6	11.2	10.6	7.7	7.5	4.5	0.9

注:1) [ ]は、全事業所のうち、「治療と仕事を両立できる取組がある事業所」の割合である。

2) ( )は、「治療と仕事を両立できる取組がある事業所」のうち、「困難なことや課題と感じていることがある事業所」の割合である。

## 7 有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項

### (1) 有害業務の状況

労働者の健康に影響を与えるおそれのある「鉛業務」、「有機溶剤業務」、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「石綿等を取り扱う業務」、「放射線業務」又は「粉じん作業」のいずれかの業務（以下「有害業務」という。）がある事業所の割合は 10.2%となっている。

有害業務の種類（複数回答）をみると、「有機溶剤業務」が 5.2%と最も多く、次いで「粉じん作業」が 4.4%となっている。（第 16 表）

第 16 表 有害業務の種類別事業所割合

（単位：%）

区 分	事業所計	有害業務の種類（複数回答）						
		右記の有害業務がある	鉛業務	有機溶剤業務	特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	石綿等を取り扱う業務	放射線業務	粉じん作業
平成29年 （産業）	100.0	10.2	0.5	5.2	2.9	0.8	2.2	4.4
農業、林業（林業に限る。）	100.0	2.2	-	0.6	-	-	0.6	1.1
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	53.6	-	5.9	3.5	1.5	-	48.5
建設業	100.0	17.3	1.3	7.9	2.8	4.0	1.4	9.1
製造業	100.0	37.5	2.5	24.2	13.1	0.7	1.6	21.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	20.3	-	10.3	15.0	0.6	2.0	0.6
情報通信業	100.0	0.4	-	0.4	0.0	-	0.0	-
運輸業、郵便業	100.0	3.4	0.0	1.6	0.9	1.3	0.2	0.8
卸売業、小売業	100.0	4.0	0.0	1.7	0.9	0.9	0.3	1.9
金融業、保険業	100.0	0.8	-	-	-	-	0.8	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	2.6	-	1.3	0.7	-	1.3	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	18.6	1.3	10.8	8.1	2.3	9.6	5.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.2	-	0.0	0.2	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	2.8	-	2.7	0.1	-	0.0	0.0
教育、学習支援業	100.0	4.0	1.0	2.7	3.1	0.7	3.6	1.1
医療、福祉	100.0	10.8	0.0	0.6	0.9	0.0	10.3	0.4
複合サービス事業	100.0	2.3	-	1.7	1.3	0.4	0.1	1.1
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	9.8	0.3	7.2	4.4	0.6	0.7	3.9

### (2) 特殊健康診断の実施状況

有害業務がある事業所のうち、過去1年間に特殊健康診断を実施した事業所の割合を有害業務の種類別にみると、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」が 87.5%と最も高く、次いで「放射線業務」が 85.3%となっている（第 17 表）。

第 17 表 有害業務の種類別過去1年間に実施した特殊健康診断の実施の有無、特殊健康診断の受診率及び有所見率

<平成 29 年>

（単位：%）

有害業務の種類	有害業務がある事業所計 1)	特殊健康診断実施の有無			特殊健康診断	
		特殊健康診断実施有	特殊健康診断実施無	不明	受診率 2)	有所見率 2)
鉛業務	[ 0.5] 100.0	83.3	16.7	-	98.5	2.3
有機溶剤業務	[ 5.2] 100.0	83.8	15.1	1.1	98.3	4.2
特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	[ 2.9] 100.0	87.5	11.4	1.1	98.0	3.0
石綿等を取り扱う業務	[ 0.8] 100.0	75.4	24.6	0.0	86.0	1.8
放射線業務	[ 2.2] 100.0	85.3	14.6	0.1	96.1	6.9

注：1) [ ]は、全事業所のうち、当該有害業務がある事業所の割合である。

2) 受診率及び有所見率は、次のように算出した。

$$\text{受診率}(\%) = \frac{\text{延受診者数}}{\text{特殊健康診断を実施した事業所の延受診対象者数}} \times 100$$

$$\text{有所見率}(\%) = \frac{\text{延有所見者数}}{\text{延受診者数}} \times 100$$

### (3) じん肺健康診断の実施状況

粉じん作業のある事業所のうち、現在あるいは過去に粉じん作業に従事したじん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所の割合は 84.1%となっている。

じん肺健康診断区分(複数回答)別にみると、過去3年間(平成 26 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日までの期間。以下同じ。)に実施した「3年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる」が 77.4%、過去1年間に実施した「1年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる」が 28.0%、「就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断実施対象者がいる(過去1年間)」が 6.7%となっている。(第 18 表)

第 18 表 じん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所割合及びじん肺健康診断実施率

(単位:%)

年	じん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所計 <sup>2)</sup>	じん肺健康診断区分 1) (複数回答)					
		3年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる	実施率 <sup>3) 4)</sup>	1年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる	実施率 <sup>3) 5)</sup>	就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断実施対象者がいる(過去1年間)	実施率 <sup>3) 5)</sup>
平成 29 年	[ 84.1 ] 100.0	77.4 (100.0)	( 97.1 )	28.0 (100.0)	( 94.0 )	6.7 (100.0)	( 89.3 )

注: 1) じん肺健康診断は、粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。

2) [ ]は、「粉じん作業のある事業所」のうち、「じん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所」の割合である。

3) 実施率は、次のように算出した。

$$\text{実施率}(\%) = \frac{\text{じん肺健康診断を実施した事業所数}}{\text{じん肺健康診断実施対象者がいる事業所数}} \times 100$$

4) 過去3年間にじん肺健康診断を実施した事業所数により算出した。

5) 過去1年間にじん肺健康診断を実施した事業所数により算出した。

じん肺健康診断受診率をじん肺健康診断区分別にみると、「3年に1回のじん肺定期健康診断」が 96.9%、「1年に1回のじん肺定期健康診断」が 96.6%、「就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断(過去1年間)」が 94.9%となっている(第 19 表)。

第 19 表 じん肺健康診断受診率及び有所見率

<平成 29 年>

(単位:%)

じん肺健康診断区分	受診率 <sup>2)</sup>	
	受診率 <sup>2)</sup>	有所見率 <sup>2)</sup>
3年に1回のじん肺定期健康診断 <sup>3)</sup>	96.9	1.2
1年に1回のじん肺定期健康診断 <sup>4)</sup>	96.6	6.2
就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断 <sup>4)</sup>	94.9	2.4

注: 1) じん肺健康診断は、粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。

2) 受診率及び有所見率は、次のように算出した。

$$\text{受診率}(\%) = \frac{\text{受診者数}}{\text{じん肺健康診断を実施した事業所の受診対象者数}} \times 100$$

$$\text{有所見率}(\%) = \frac{\text{有所見者数}}{\text{受診者数}} \times 100$$

3) 過去3年間に実施したじん肺健康診断により算出した。

4) 過去1年間に実施したじん肺健康診断により算出した。

## 8 化学物質のばく露防止対策に関する事項

### (1) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合は1.4%となっている。

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所について、製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況について回答があった事業所のうち、すべての化学物質の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は「労働安全衛生法第57条に該当する化学物質」が77.3%、「労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく化学物質をいう。以下同じ。)」が68.6%となっている。(第20表)

第20表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合

<平成29年>

(単位:%)

化学物質の種類	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 <sup>1)</sup>	GHSラベルの表示状況					
		GHSラベルの表示状況について回答があった事業所		すべて表示をしている	一部表示をしている	譲渡・提供先から求めがあれば表示をしている	全く表示をしていない
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	[ 1.4 ]	100.0	87.9 (100.0)	( 77.3 )	( 1.8 )	( 11.1 )	( 9.7 )
労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	90.2 (100.0)	( 68.6 )	( 5.7 )	( 11.1 )	( 14.6 )

注:1) [ ]は、全事業所のうち、「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所」の割合である。

### (2) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所について、製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況について回答があった事業所のうち、すべての製品に安全データシート(SDS)を交付している事業所の割合は、「労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質」が69.1%、「労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質」が62.6%となっている(第21表)。

第21表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況別事業所割合

<平成29年>

(単位:%)

化学物質の種類	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 <sup>1)</sup>	安全データシート(SDS)の交付状況					
		安全データシート(SDS)の交付状況について回答があった事業所		すべての製品に交付している <sup>2)</sup>	一部の製品について交付している	譲渡・提供先から求めがあれば交付している	全く交付していない
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	[ 1.4 ]	100.0	91.7 (100.0)	( 69.1 )	( 6.8 )	( 21.9 )	( 2.2 )
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	93.7 (100.0)	( 62.6 )	( 12.3 )	( 22.7 )	( 2.4 )

注:1) [ ]は、全事業所のうち、「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所」の割合である。

2) 過去に交付済みの製品で引き続き同製品を製造又は譲渡・提供するにあたり、相手方の承諾を得て交付していない場合も含まれる。

### (3) 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況

化学物質を使用している事業所の割合は6.7%となっている。

化学物質を使用している事業所について、化学物質を取り扱う際にリスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合は「労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質」が52.8%、「労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質」が41.5%となっている。(第22表)

第22表 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況別事業所割合

<平成29年>

(単位:%)

化学物質の種類	化学物質を使用している 事業所計 <sup>1)</sup> 2)	リスクアセスメントの実施状況			
		すべて実施 している	一部実施 をしている	まったく 実施して いない	
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	} [ 6.7]	100.0	52.8	26.4	15.3
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、 危険有害性がある化学物質		100.0	41.5	31.2	20.6

注:1) 「化学物質を使用している事業所計」には、「リスクアセスメントの実施状況不明」が含まれる。

2) [ ]は、全事業所のうち、「化学物質を使用している事業所」の割合である。